

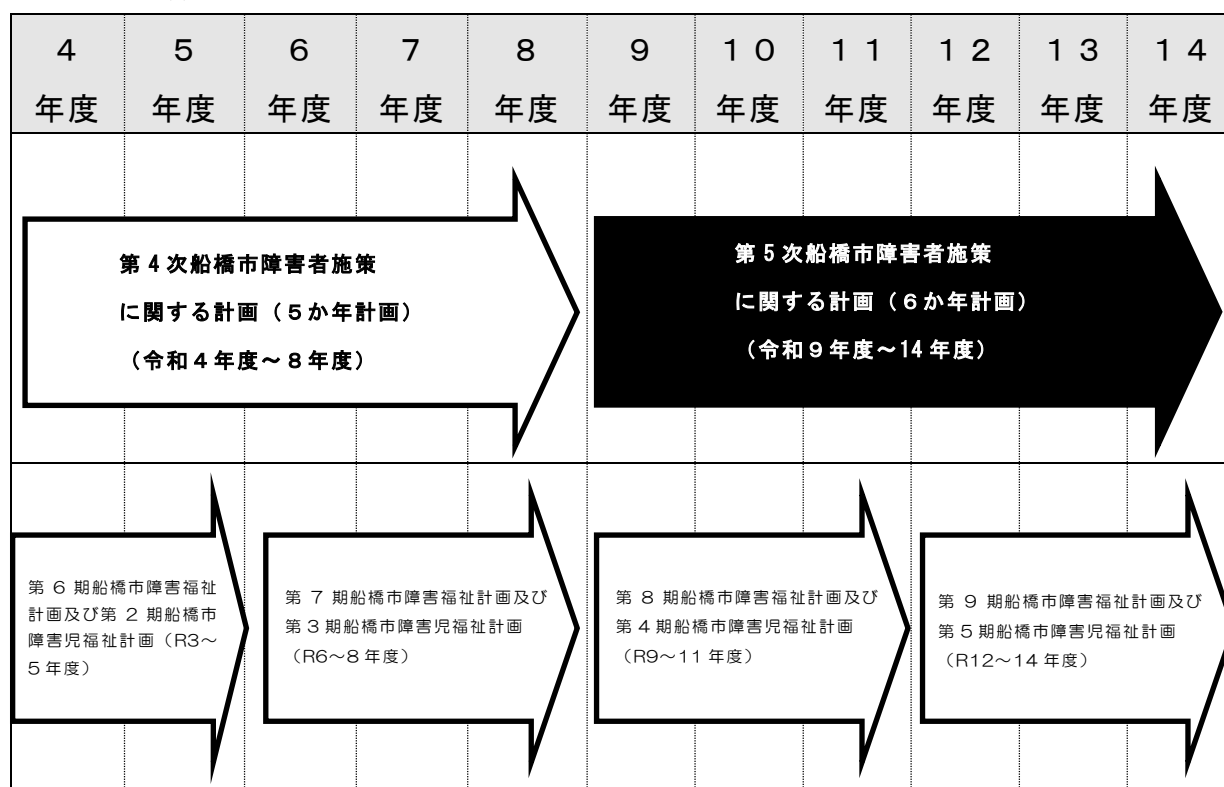
第 5 次船橋市障害者施策に関する計画について

1 計画の位置づけ

- 障害者基本法第 11 条に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人のための施策に関する最も基本的な計画。
- 障害者基本法や国の障害者基本計画を踏まえ、本市の基本計画である「船橋市総合計画」、上位計画となる「船橋市地域福祉計画」や関連計画である「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との整合性を図る。

2 計画の期間

- 令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 か年計画。
- 「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図る。



※ 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定時期を 1 年間延期したため、計画期間が 5 年となっている。

3 計画の構成について

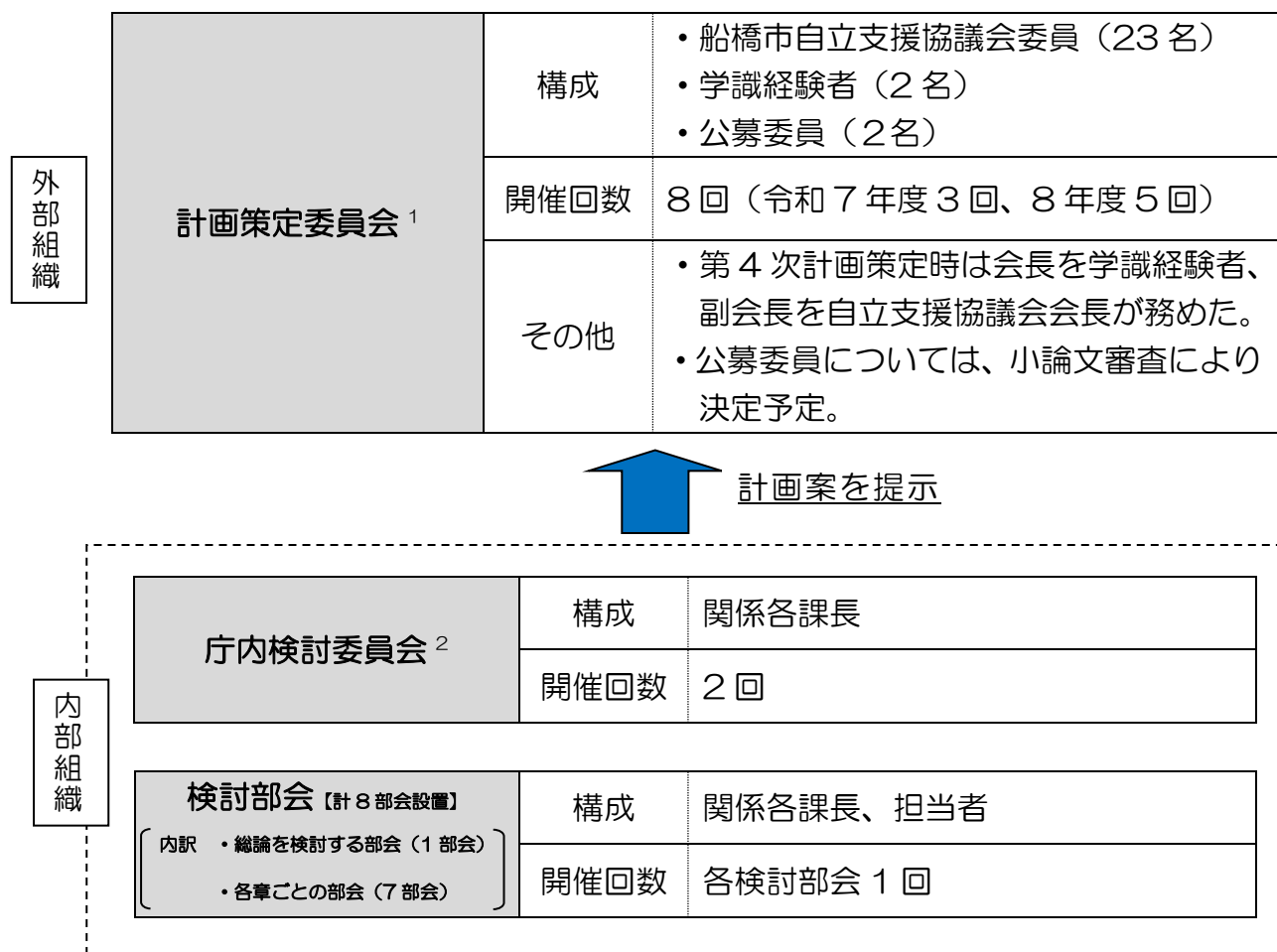
○国の第5次障害者基本計画（令和5年3月）及び第4次船橋市障害者施策に関する計画をもとに構成する。

4 策定方法、各組織の構成・関係性等について

○計画策定に際しては、外部組織として「計画策定委員会¹」、内部組織として「庁内検討委員会²・検討部会」を設置する。

○「庁内検討委員会²・検討部会」で検討した計画案を「策定委員会¹」に提示し、「策定委員会¹」において協議を行い、計画を策定する。

○令和8年10月にパブリック・コメントを実施し、令和9年1月に計画策定が終了予定。



¹ 計画策定委員会：第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会

² 庁内検討委員会：第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会